

～職場内での回覧をお願いします～

「目指そう！健康事業所」 エントリー事業所 を募集しています！！



「目指そう！健康事業所」とは？

協会けんぽ山梨支部では、従業員の健康を「経営資源」と考え、事業主が従業員の健康づくりに取り組むことを宣言（健康宣言）し、従業員が心身ともに健康で働ける職場を目指す「目指そう！健康事業所」という取組を行っています。エントリー特典として、事業所の健康度や生活習慣を見える化した「事業所カルテ」や、健康情報誌「四季のけんこう」を定期的にお送りしています。ぜひこの機会にエントリーしませんか？
(R5.3月末時点 682社エントリー)



エントリー方法

下記の項目から取り組み
内容を決める

エントリーシートを
協会けんぽに提出

健康づくりに取り組む



エントリーシートはHPからダウンロードすることができます。詳しくはこちらをご覧ください！！▶

取組内容

以下の必須項目に加え、選択項目から1つ以上選んでいただきます。

必須項目

- (35歳以上の被保険者の)
健診受診率を100%とする
- (40歳以上の被保険者で該当する方の)
特定保健指導の実施率を50%以上とする
- (健診結果で「要治療者(再検査を含む)」がいる場合)
対象者全員に医療機関への早期受診を働きかける



選択項目

事業所の課題に応じて選択ください

- 体重計、血圧計など健康測定機器の設置
- ラジオ体操やストレッチの実施
- 感染症に関する予防対策
- 食生活の改善(弁当メニューの見直し)等



健康宣言と一緒に健康保険委員の登録もおススメしています!!

健康保険委員とは？

協会けんぽ山梨支部では、健康保険制度や健康づくりに関する情報について、事業所を通して従業員の方に広くお伝えしています。その周知を行う際に、事業所の窓口となっていただく方が「健康保険委員」です。主に社会保険事務を担当されている方にご登録いただいております。広報誌の回覧や健康づくりの働きかけ等、普段の仕事の中でできる範囲でご協力をいただきます。健康宣言にエントリーする際、健康宣言と同時に登録することができますので、ぜひこの機会にご登録ください!!



▲
詳細はこちらから

問い合わせ先 ☎055-220-7751 (企画総務グループ)



「特定保健指導」(健診後の健康相談・サポート) をぜひご利用ください!!

すでに今年度の健診を受けた方もいらっしゃるのではないで
しょうか?

協会けんぽでは、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対し
て、生活習慣の改善をサポートする特定保健指導を実施して
います。特定保健指導では、健康づくりの専門家である保健師・
管理栄養士が皆様のライフスタイルに合った改善案を立て、取り
組むことができるようサポートします!



「特定保健指導」とは?

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが現れ始めた、または高くなってきたと判定された方
に生活習慣を改善してもらうためのプログラムです。



「特定保健指導」ってどんなことをするの?

対象者は、面談を通して生活習慣改善の方法を保健師、管理栄養士など
専門家のアドバイスを受けながら考え、3~6か月間実行していきます。

面談は、ZOOMを使ったWeb面談もできますので、ご希望の場合はお問い合わせください!!



お得な3つのポイント

保健師・管理栄養士による
プロのサポート
が受けられます

協会けんぽの補助により、
無料
で受けられます

時間・場所など
ご都合に合わせて
利用できます

問い合わせ先 ☎055-220-7754(保健グループ)

健康保険法施行令等の一部改正に伴う 出産育児一時金の引き上げについて

令和5年
4月1日
から

健康保険法施行令の改正(令和5年4月1日)により、令
和5年4月1日以降の出産分から、出産育児一時金が50万
円(産科医療補償制度に加入されていない医療機関で出
産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出
産育児一時金は48.8万円)に引き上げられました。

出産育児一時金の
詳細等はこちらを
ご覧ください



問い合わせ先 ☎055-220-7752(業務グループ)